

## 別 表

### 1 補助対象経費

本工事費、付帯工事費及び取得費

### 2 補助金額

区分	補助金額	補助金の限度額
建物を新築した場合	当該補助対象経費の 15／100	250 万円
建物を新たに取得した場合		
建物を新たに取得し改造した場合	当該補助対象経費の 15／100	112.5 万円
既存の建物の過半の増改築又は過半の改造をした場合		

### 3 適用除外

この要綱の適用を受けた自治公民館は、当該適用年度以降 20 年間は、この要綱を適用しない。